

第10回 高知県働き方改革推進会議（高知県地方版政労使会議）
議事概要

1 開催日時 令和7年2月20日（木）15:00～16:40

2 開催場所 高知共済会館 3階大ホール「桜」

3 議事事項

- (1) 「賃金引上げ」に向けた取組について
- (2) 「高知県働き方改革推進会議における確認事項」の取組状況及び「令和7年度における高知県の働き方改革取組方針（案）」について
- (3) 意見交換・その他

4 議事概要

我が国の重要課題となっている「賃金引上げ」等について、国、高知県、労使団体、金融機関が更なる連携を図り今後の取組に活かす目的から、濱田高知県知事も出席の上、地方版政労使会議として開催した。関連する議事事項である、【「賃金引上げ」に向けた取組について】について各構成員による意見が述べられた後、公正取引委員会、四国経済産業局、高知労働局及び高知県より「賃金引上げ」に係る取組が説明され、さらに意見交換が行われた。

その後、「高知県働き方改革推進会議における確認事項（改正案）」及び「令和7年度における高知県の働き方改革取組方針（案）」について提案がなされ、原案どおり承認された。

主な内容は以下のとおりであった。

(1) 「賃金引上げ」に向けた取組について

① 各構成員による意見

＜日本労働組合総連合会高知県連合会＞

2024 春季生活闘争では、33年ぶりに5%台の賃上げを実現し、これは連合高知の結成以降で最高水準に当たる数字であった。しかしながら、全国の集計結果(15,281円)と比較してみると高知の水準はその6割強しかなく、地域間格差は拡大傾向にある。

また、高知県の地域別最低賃金の審議においては、プラス55円(目安50円+5円)の952円で結審したものの、全国平均1,054円との隔たりや四国域内においても低位となっている。人口減少対策として、社会減(若年層の県外流出)の歯止めや移住者の増をめざす観点からも、県内における賃金をはじめとした労働諸条件の改善・向上は喫緊の大きな課題である。

社会的な賃上げ機運の高まりはあるものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費の拡大には力強さを大きく欠いている。

物価高が家計を圧迫してきたことに加えて、中小・小規模企業や適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない産業などで働く者に対して、この賃上げの流れが十分に波及していないことが一つの要因であると考え。

賃上げによって一部の人だけの生活が向上しても社会全体は良くならない。政労使が力を合わせ、「すべての働く人」の賃上げを通じて持続的な生活向上をはかり、経済・社会の新たなステージ(好循環)への転換をともに目指したい。

県には、賃上げができる環境整備・基盤整備を求めたい。労務費を含めた価格転嫁や適正取引が進む

よう取り組み強化をお願いします。

<高知県経営者協会>

賃上げについては、政府主導の賃上げ機運の高まりやパートナーシップ構築宣言による価格転嫁の後押しもあり、また企業の人材確保という防衛的賃上げの側面もあって、高水準の賃上げに繋がったものと思っていますし、今後も、賃上げの流れが持続することは良いことであろうと考えています。ただし、持続的な賃上げには企業がその原資を稼ぐ必要があります。そのためには、国、県の効果的な経済対策と企業の生産性向上の取組が機能して、中小零細企業が原資を稼ぐことができる経済成長が必要であろうと思います。

次に、最低賃金について、政府は 2020 年代に 1,500 円を目指すとしておりますが、企業の支払い能力を無視した急激な引上げは地方の中小零細企業の存続に関わります。企業が 1,500 円になっても安定的、持続的に経営していけると判断できる環境を政府の責任において整えたいという考えで賃上げは実施すべきと考えます。

価格転嫁については、下請法の改正も予定されていると聞いており、企業間取引（BtoB）における価格転嫁は進んでいくと思います。一方で、第 3 次産業が多い高知県は消費者と直接取引（BtoC）する企業も多く、狭い地域での他店との競合や客離れの恐れがあり価格転嫁が難しいという声を聞きます。適正に価格転嫁できるよう消費者の価格転嫁への理解促進と、国民の理解を得るには、先の見えない物価上昇ではなく、予見可能な物価安定目標の達成（日銀 2%）が必要であろうと思います。

また、高知県は公共事業への依存度が高い状況にありますので、公的分野の価格転嫁の徹底もお願いしたいと思います。

価格転嫁による物価高騰への配慮については、「賃金と物価の好循環」によるインフレ経済の中で、日本の人口の 37%近くを占める年金受給者 4,430 万人の消費行動も重要だと思います。賃金だけでなく年金生活者の年金額の物価を上回る引上げなど、インフレ経済に取り残される方がでないよう、また格差・貧困を助長しないように、十分な配慮が必要だと考えています。

<高知県商工会議所連合会>

県内企業の小規模事業者割合は約 9 割であり、第 3 次産業割合も 8 割。小規模事業者の大半は労働集約型のビジネスモデルであるため、あまり利益率は高くはない。電気代、ガソリン代、各種原価が高騰する中で利益を出しにくくなっており、従来の延長線上では経営が立ち行かなくなりつつある。（価格転嫁ができるところは存続ができるが、できないところは廃業となる）

現在、本県では最低賃金 952 円でフルタイム（1 日 8 時間、月 22 日）働いた場合、月収は 167,552 円になる。正規雇用者の月額給与は必ず 167,552 円以上にする必要がある。最低賃金 1,500 円だと、264,000 円以上になる。

県内小規模事業者が賃上げを進めるには、商売のやり方そのものを根底から変えていかなければならない。

変わらなければ、「従業員がいなくてもできるビジネス」になるか、耐えきれずに廃業せざるを得なくなる。一方、本県は中山間地域が県の大半という性格上、小規模事業者の存続は地域の魅力や住民生活の利便性に大きく影響する。ガソリンスタンドなどはその傾向が顕著。

その前提を踏まえ、小規模事業者が自ら変化することを促し、後押しするような支援を拡げていく必要があると考える。商工会議所も全力を尽くし、これからのちの地域の基盤を安全で安心して多くの人が地域で生活することに喜びを覚えるような条件を整えていきたいと考えています。

<高知県商工会連合会>

我々の全国組織においても、賃金と物価の好循環を実現し、デフシからの完全脱却を実現するため、最低賃金を含めて継続的に賃上げを図ることが必要であること、一方、中小企業・小規模事業者において価格転嫁が十分に進んでいない状況や、社会保障負担の増加、消費控えによる売上・利益の停滞を背景に、「経営者の身を削った賃上げ」が多い実情にも理解をいただきたいことを訴え、政府には、総合経済対策でのきめ細やかな支援、生産性向上に向けた支援施策の拡充、また、価格交渉に対する監督強化などによる価格転嫁対策の推進等、「頑張る事業者が取り残されない支援」を願ったところです。

これは、関係各位が、目標の実現に向け、現状をしっかりと認識し、スピード感を持って対策を施して、取り組んでいただきたいということでもあります。

高知県内においても、ここ数年で多くの事業者が休廃業を余儀なくされました。その多くは小規模・零細事業者であり、特に中山間部においては、地域密着型の営みであったものです。

コロナ禍を耐え凌ぎ、これからという時に原材料や燃料の高騰、賃上げなど、経営における多様な課題に直面し、その思いを成し遂げられなかったものであり、残念でなりません。

小規模事業者においては、地域や業種等によっては、一葉に、生産性を上げれば、価格転嫁すれば賃金上昇に繋がり、成り立っていくようなものではなく、事業を継続していくためには、人材確保や資金調達など多くの課題が存在します。事業計画や経営計画のもと、様々な課題を解決していかなければ、事業の維持・発展は叶いません。個々事業者の努力では限界であることは言うまでもありません。

賃上げの観点で言えば、その基準となる最低賃金の設定には地域の実態を十分に考慮すべきものと考えますし、過当競争や多重下請けなど賃上げを阻むあしき習慣、構造的な問題も解消しなければならぬと考えます。

<高知県中小企業団体中央会>

中小・小規模の事業者は、物価高騰や人手不足などの課題を抱える中、価格転嫁やコスト削減、生産性向上など、様々な対応が必要となっておりますが、価格交渉や省力化投資などを行うに当たり、行政の支援なく独力で取組むことは困難です。そのため、行政においては、引き続き、物価高騰や人手不足などで疲弊する事業者への息の長い支援や、経営環境の変化への対応を促す実効性ある支援をお願いしたいと思っております。

意見交換のテーマである「賃金引上げに向けた取組について」ですが、中小・小規模の事業者が、持続的な賃金引上げに対応しながら事業を継続していくには、原材料費や労務費のコスト負担を価格転嫁していくことが必要ですし、価格転嫁できる環境づくりが重要です。

足元では、企業の賃上げの動きも浸透していると言われますが、中小・小規模の事業者においては、売上や収益の改善による原資の確保が見込まれない中で賃上げを行う、いわゆる防衛的賃上げも増えていると思われまます。

会員組合からも、「原材料費やエネルギー、人件費などのコスト増で業況は好転しない」、「コスト等の上昇を十分に吸収できない状況が続き、販売価格への転嫁が急がれる」、「仕入商品、ガソリン代、人件費等の値上げが続くものの十分な転嫁が出来にくい状況」、「そもそも、物価高により県内の消費者の購買意欲が相当下がっており、集客が覚束ない」、「最低賃金の上昇による経営コストへの対策も急務」など、依然として続く原材料や資材、エネルギー価格などの高騰に加え、最低賃金の引上げによる経費増加を苦慮する声が聞かれます。

国における価格転嫁円滑化の施策により価格交渉の環境が整備され、これまでに比べ価格転嫁は随分進んでいますが、中小・小規模の事業者においては、人件費などの上昇分を確保できない状況も見受けられますし、適正な価格転嫁が進まないと賃上げもままならず、大企業との格差が益々進むことから、

適正な価格転嫁へのより一層の支援が必要と考えます。

国、県においては、コスト上昇分を価格転嫁できる取引の適正化を推進するため、パートナーシップ構築宣言企業の更なる増加に向けた周知や働きかけを行うとともに、宣言企業へのインセンティブの拡大、価格交渉や転嫁状況の監視機能の強化など、実効性ある対策をよろしくお願いします。

<株式会社四国銀行>

賃上げ原資の確保と継続的な賃上げの実施

物価上昇や賃上げによる原価・経費上昇分を販売価格に転嫁することは必要ではあるものの、取引関係の問題やライバル企業の存在により、価格転嫁は一部に留まる可能性が高いことに加え、価格転嫁できた分、結果として再度の物価上昇につながることから、価格転嫁だけでは賃上げの継続性に限界がある。

また、近年、各企業が発表している賃上げには定期昇給が含まれていることから、名目賃金の上昇が消費者物価上昇率に追いついておらず、実質賃金がマイナスで推移しており、経済への悪影響が懸念される状況にある。

継続的な賃上げを実現するには、「物価上昇」→「賃金上昇」ではなく、「賃金上昇」→「物価上昇」が必要であり、各企業の「生産性の向上」が必要である。新技術の導入等により生産性を向上させることができれば、企業の雇用増加→労働市場の逼迫による賃金上昇につながり、賃金が増えれば家計消費支出が増加し、物価上昇につながる。また、生産性の向上により企業利益が増加すれば従業員への配分が増加し、賃金上昇→物価上昇につながる。

しかし、中小・零細企業においては、DX化やシステム化が遅れており、官民一体となって生産性の向上に向けた支援体制の強化をはかる必要がある。

<株式会社高知銀行>

賃金引上げに向けた取組について

現状の雇用を維持し、賃金引上げする為には、一人あたりの売上総利益の増益を達成する必要がある、売上高(トップライン)の増加や仕入等原価の引下げを行うことが重要と考え、その視点で取り組む内容について以下に整理します。

○売上増加のための取組みとしては、

- ① 商圏の拡大
- ② 既存取引先に対する値上げ交渉
- ③ 収益力の高い新事業の開始等

【売上増加するための対策として(※人材に関する対策のみ)】

- ・ 常勤営業人材の採用 ①②
- ・ 人脈を活かした営業活動(アドバイス等)ができる副業兼業の採用 ①②
- ・ 銀行としてビジネスマッチングによる取引先の紹介 ①②
- ・ 新事業の検討支援ができる副業兼業人材の採用 ③ 等

○原価引下げのための取組みとしては

- ① 仕入等原価の削減交渉
- ② 代替品の活用

【原価引下げのための対策として】

- ・ 仕入等原価引下げ交渉ができる人材の採用(常勤および副業兼業) ①
- ・ マーケット等を把握した人材の採用(常勤および副業兼業) ② 等

一人あたりの売上総利益の増収を図るには、営業や価格引き下げ交渉に関する、経験やノウハウを持つ

た人材の採用や常勤雇用以外の副業兼業の人材を上手に活用することが必要と考えます。官民を挙げた取り組みとしては、高知県や経産省には事業者向けにそういった専門的な人材の雇用等を促進するセミナー等の開催をお願いしたいところです。

<濱田高知県知事>

大きなポイントとしては、一つは、賃上げをしていくためには事業者の方々が、生産性を高めていただく、稼ぐ力を高めていただく、この取り組みをどう県として行政として後押しができるかということだろうと思います。

やり方を変えていくというところを県としてどう応援できるかということかなと思います。その一つ大きな要素がデジタルであると思います。リモートを使って距離のハンデをなくしていく、AI を使って情報処理の収集速度を飛躍的に上げる自動化、省力化をするなど重要だと思います。時代の流れを先に掴んでいくということでは、今まで廃棄していたものを商品化して売るといったようなことで価値を作り出していくといった取り組みが象徴だと思いますし、グローバルに輸出等に活路を見出していく等、即効性がある、かつ確実に成果が上がるということはないのかもしれないが、新しい取り組みに時代の流れを捉えてチャレンジしていくことが必要ではないかと思います。それを後押ししていきたいというふうに考えています。転嫁実現に関して、県は公共事業等様々な調達・管理の委託などがあり、単価の見直しなどによって転嫁の受入れをしっかりとすることや、いろんな手数料の改定の時期で、牧野植物園や県民文化ホールなど物価も上がっているため、事業体として料金の改定を行うよう、県からの転嫁をお願いしていく等。県議会的には反対する会派もあるが、ここで県がそうした形で転嫁のサイクルに乗っていかないと中小企業の転嫁ができないだろうということもあり、議決をいただくなど努力しています。

より具体的な対応としては、例えばパートナーシップ構築宣言の登録を促進しようということで宣言された企業には、補助金の優遇措置なども、具体的に検討していこうと取り組んでおります。難しい問題ですが、大きな構図として持続的な賃上げをして、人への投資をしていくことで、付加価値の高い産業に生まれ変わっていくという産みの苦しみを高知県もしっかりとクリアしていくことが必要だと思います。

公共サービスの部分でも人手不足の部分で今すでに同じような課題に直面しております。皆さま方と意見交換させていただいて、自ら変わるということにチャレンジしていきたい、取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

② 「賃金引上げ」に係る取組状況説明

以下の資料に基づいて、各行政機関より説明。

資料No.1 「適正な価格転嫁の実現に向けた取組」 公正取引委員会

資料No.2 「持続的な賃上げの実現に向けた「稼ぐ力」の強化について」 四国経済産業局

資料No.3 「高知労働局配布資料」 高知労働局

資料No.4 「商工業分野における「所得向上」に向けた取り組み」 高知県
「働きやすい環境整備事業費補助金の概要」 高知県

【質疑応答・意見】

- 価格転嫁の話は最終的には消費者の問題になると思いますが、消費者がものを買わなければ企業も儲けないし、賃金も上げることができないということだろうと思っています。そういう意味で言うと、価格転嫁、BtoB だけではなくて、BtoC の問題も大きいと思っていますので、ぜひ消費者対策も含めて社会規範を作る努力をしていただきたいと思います。

もう一つ、業種を絞って言いますけれども、運輸業界の価格転嫁は相当悪いと聞いてます。運輸業界に対する価格転嫁の強化ということについても、ぜひ、積極的にやっていただきたいなというふうに思います。
(日本労働組合総連合会高知県連合会)

→消費者への対策につきまして、消費者庁などとも連携して、政府としては当然やっていくべきことだと思いますので、引き続き、ご意見を踏まえて、政府として対応していきたいと思います。

(四国経済産業局)

→運輸業界については今度の下請法の改正でも対象に含めようとしています。特に公正取引委員会が期待されている部分というのは違反行為に対する処罰という部分が一番強いと思いますので、改正された下請法では厳正に対処をしていきたいと思っています。

(公正取引委員会)

(2) 「高知県働き方改革推進会議における確認事項」に係る取組状況と「令和 7 年度における高知県の働き方改革取組方針（案）」について

- 以下の資料に基づいて、取組状況説明及び修正案説明。

資料No.5 「高知県働き方改革推進会議における確認事項」にかかる取組状況 高知労働局

→修正案

「高知県働き方改革推進会議における確認事項」の項目 3. 「えるぼし認定」「プラチナえるぼし認定」が目標値を超えたため、令和 7 年度までに「えるぼし認定」20 社、「プラチナえるぼし認定」2 社以上に引き上げ。

→異議なしのため修正とする。

- 「令和 7 年度における高知県の働き方改革取組方針（案）」については原案のとおり承認する。

(3) その他

資料No.6 「令和 7 年度事業における「高知県働き方改革推進会議」の名義使用について」

高知県

昨年度同様に、当会議の名称を使用して官民共同で取組を進めていきたいと考えており、資料No.6 の別紙にある、令和 7 年度実施予定の 4 事業（項目 4 属人化解消支援事業は来年度新規）について当会議の名義使用をお願いしたい。なお、実施に当たっては皆様に事前にリーフレット等をお送りし、事業内容を共有いたしますので、各事業への参加及び周知についてご協力をお願いします。

併せて、昨年度県の事業を活用して働き方改革に取り組みられた、県内企業 13 社の取り組みの事例を掲載した、「高知県働き方改革取組事例集」ですが、13 社それぞれが取り組みに至った背景や内容、成果など働き方改革を進めていくうえで参考になるものと考えているので、活用をお願いします。

→名義使用について異議なし。